

北但西部循環型林業推進事業を創設しました

林業生産は、全国的に利用間伐から主伐へと移行しつつありますが、県下でも皆伐後植林されず放置された森林が問題となっています。

当組合にあっては、「伐って」「植えて」「育てて」「使う」の本来あるべき林業の循環サイクルを確立する責務があります。このため、再造林後の下刈や鹿防護柵管理補修の初期保育投資に係る所有者負担が大きいことから、これを半減し立派な山に誘導する目的で県下でも先駆けて組合独自の事業として、この度創設しました。

この事業により、下刈が終わるまでの所有者負担を軽減し、主伐・再造林・初期保育（植栽後7年まで）の経費を差し引き、1ヘクタール当たり50万円以上の所有者への還元を目指します。

【 要望については、国の主伐・再造林事業の予算枠があるため、
早めに森林組合へご相談ください。 】

北但西部循環型林業推進事業実施要領

（目的）

第1条 今後の主伐再造林の事業拡大による循環型林業の推進のためには、再造林後の初期保育が確実に行われ成林させることが重要である。

このため、再造林後の初期保育費用（下刈、獣害防護柵の管理）の一部を森林組合が負担し所有者負担軽減による適切な初期保育を確実に実施し、豊かな森林へと誘導することで、管内の再造林・保育・利用の循環型林業を推進する。



（事業内容）

第2条 当組合が組合員から委託を受け公共造林事業等により実施した再造林地において、当組合が委託を受け実施する下刈等初期保育に対して、当組合が費用の一部を負担する。



（事業対象作業および経費）

第3条 下表により費用の一部を当組合が負担する。

対象事業	組合負担額	備 考
下刈	造林補助事業補助残の 1/2相当額	下刈が不要になるまで 3回実施を標準とする
獣害防護柵 管理	防護柵見回り、補修経費 1回1km当たり16,000円 (32,000円×1/2)	毎年4回の見回り・ 補修とする



（事業対象期間）

第4条 事業の対象となる期間は、再造林後下刈が不要になるまでの7年間以内とする。